

## 民主主義の根幹に関わる選挙制度の抜本的改革と、拙速な議員定数削減による幅広い合意形成を求める意見書（案）

現在、一部の政党間で、衆議院議員定数を1年以内に1割削減し、合意に至らなければ自動的に削減するという議論がなされている。しかし、選挙制度は議会制民主主義の根幹をなす土俵であり、権力を持つ側が一方的に数値目標や期限を決めて押し切るような手法は、あまりに乱暴であり民主主義の手続を否定するものである。

もとより、選挙制度の見直しや議員定数削減の議論自体を否定するものではないが、民意や価値観が多様化・多党化している現代において、それにふさわしい選挙制度への抜本的な改革こそが先決であると考える。単なる数合わせの削減ではなく、制度の在り方を議論し、与野党の幅広い合意を得た上で、その結果として議員定数が決定されるべきである。

特に、現行の 小選挙区比例代表並立制は、導入当初 小選挙区3、比例区2の割合で民意の集約と反映のバランスをとる理念であった。しかし、過去の削減が比例区を中心に行われた結果、現在は小選挙区への偏重が進んでいる。現行制度を維持するのであれば、この基本理念に立ち返り、多様な民意を正確に反映できる制度設計が不可欠である。

よって、国及び政府においては、比例代表の削減反対という単一の結論にとどまらず、民主主義の根幹を守るため、以下の事項について誠実に議論を進めるよう強く求める。

### 記

#### 1 幅広い合意形成

「1割削減」「1年以内」といった根拠不明確な枠をあらかじめ設定し、期限内に結論が出なければ自動的に定数を削減するという条項は、熟議を尽くすべき民主主義のプロセスを踏み外すものであり、断じて認められない。選挙制度という共通のルール変更に当たっては、幅広い政党間の合意形成を大前提とすること。

#### 2 民意の反映を重視した制度本来のバランス回復

定数削減ありきの議論ではなく、多様な民意を政治に届けるための抜本的な制度改革を先行させること。現行制度を前提とする場合であっても、過去の経緯で崩れた小選挙区3対比例区2の基本比率を念頭に置き、比例代表の機能が損なわれないよう、制度本来のバランスを回復させる議論を行うこと。

### 3 多党化時代にふさわしい抜本的改革の実施

人口減少や社会課題の複雑化に伴い、民意が多様化・多党化する中で、もっとも重要な政治のインフラである選挙制度がどうあるべきか、定数削減とセットで抜本的な改革議論を速やかに進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

## 学校給食無償化の持続可能な制度設計を求める意見書（案）

現在、学校給食無償化の具体的な制度設計に向けた本格的な議論が進められている。

学校給食は、各自治体において多種多様な形で提供されている実情がある中、全国一律の学校給食無償化は、保護者にとって経済的負担の軽減となる一方、その費用を地方自治体が負担することになった場合、自治体財政に大きな負担が生じ、結果として給食の質の低下や自治体間格差の拡大を招くおそれが指摘されている。学校給食は教育の一環であり、適切な栄養管理や食育を推進するためには、安定した財源の確保と衛生・安全・質の維持が不可欠である。したがって学校給食の無償化を進めるにあたっては、制度の持続可能性と自治体の自主性を両立させる仕組みが必要であり、多様な自治体の実情に応じた支援制度を構築することが重要である。

よって、国及び政府においては、全ての子どもたちに質の高い給食を安定的に供給することができるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く求める。

### 記

- 1 地方自治体間の格差が生じることのないよう、国の責任において全額国庫負担による財政措置を講ずるなど、持続可能な財政支援スキームを構築すること。
- 2 地産地消の推進や食育の充実など、質の高い給食の提供を推進する制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 生活者としての外国人への支援強化と、法とルールに基づく秩序ある共生社会の構築を求める意見書（案）

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、地域社会や経済の担い手として、外国人人材は不可欠な存在となっている。全国知事会が提言している通り、外国人を単なる労働者と見るのはなく、日本人と同じ生活者・地域住民として受け入れ、共に暮らす社会を構築していくことが急務である。

一方で、近年、SNS等において社会の分断や対立をあおる風潮が見られ、一部の外国人によるルール逸脱行為などが地域住民の不安を招いている側面も否定できない。

真の共生社会を実現するためには、生命・生活・生存を最大に尊重する理念に基づき、排外主義や差別は断じて許さない姿勢を堅持しつつ、その土台となる安全・安心を確保しなければならない。ルールを守って生活する多くの善良な外国人が不当な偏見にさらされることを防ぐためにも、法とルールに基づいた秩序ある受け入れ体制を整備し、国民の不安を解消することが不可欠である。

よって、国及び政府においては、日本人と外国人が共に尊重し合い、安心して暮らせる包摂的で力強い社会を実現するため、以下の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

### 記

#### 1 安全・安心を土台とした共生社会の確立

多文化共生社会の土台は安全・安心の確保にあることを踏まえ、外国の運転免許切り替え制度の厳格化、外国人の社会保険料の未納防止、投機的な不動産取得の規制強化等の検討を進めること。排外主義とは一線を画しつつも、一部の違法行為やルール逸脱には厳正に対処し、国民が抱く治安への不安を解消することで、社会の分断を防ぐこと。

#### 2 生活者としての外国人支援と司令塔組織の設置

日本語教育や生活相談など、外国人が地域社会の一員として暮らすための支援策を強化すること。また、出入国在留管理庁とは別に、多文化共生施策の司令塔となる組織の設置や、包括的な基本法の制定を検討し、国が責任を持って自治体の取組を財政的・技術的に支援すること。

#### 3 相互理解と人権尊重の促進

政治の目的は国民の幸福と世界平和であり、対立や分断をあおるのではなく

く、差異を乗り越える相互理解と人権尊重を促進すること。多様な背景を持つ人々が支え合う社会システムを構築し、誰も置き去りにしない人間中心の社会を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

## 非核三原則を堅持し核兵器のない世界実現に向けた国の取組強化を求める意見書（案）

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない平和な世界の実現を訴え続けてきた。

その道義的基盤となっているのが、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則であり、半世紀以上にわたり国会決議によって確認されてきた我が国は国是である。

今般の党首討論において、公明党の斎藤代表は、高市首相に対し、非核三原則は日本の安全保障と国際社会からの信頼を支えてきた根幹であり、いかなる場合も揺るがせてはならないことを強く訴えた。また、これに先立ち提出した質問主意書においても、非核三原則を国是として堅持することを明確に示すよう政府に求めた。

しかし、これらに対する政府の答弁書及び党首討論での首相答弁では、「政府としては政策上の方針として堅持している」と言うものの、依然として国家安全保障戦略など安保関連3文書の改定作業の中で見直す可能性について含みを持たせたままである。このことは、被爆国日本として非核三原則をどこまで重んじるのかという点で、国民に不安と疑念を生じさせるものである。

非核三原則の堅持なくして、核兵器廃絶を訴える我が国の道義的基盤は搖らぎかねない。被爆国日本は、核兵器保有国・非保有国の橋渡し役として、現実的かつ具体的な核軍縮のプロセスを主導すべきであり、その前提として、自らの非核政策を内外に対して疑義の生じない形で示す責任がある。

一方、国際社会では、核兵器保有国・非保有国の対立や安全保障環境の不安定化により、核軍縮の機運が後退しかねない状況にある。こうした時こそ、非核三原則を厳格に守り抜いてきた日本が、その実績と信頼を力として、核軍縮・核不拡散体制の強化を主導していくことが求められている。

よって、国及び政府においては、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

### 記

- 1 非核三原則を、我が国の不变の国是として今後も堅持することを明確に宣言し、その方針を閣議決定や国会答弁等を通じて内外に対して繰り返し発信すること。
- 2 核兵器不拡散条約（NPT）体制を基軸として、核兵器保有国との実質的な

対話を通じ、核兵器の役割低減、透明性向上、核戦力の削減など、現実的で具体的な核軍縮措置を主導すること。

- 3 核兵器禁止条約の理念を共有しつつ、締約国会合等への継続的なオブザーバー参加等を通じて、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として信頼を高め、核兵器廃絶に向けた国際的枠組みの強化に積極的に貢献すること。
- 4 広島・長崎をはじめとする被爆の実相の継承・発信のため、被爆者支援、平和教育、若い世代や海外の指導者・若者を対象とした被爆地訪問事業などを一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。